

# 社会福祉法人新星会 定款細則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人新星会（以下「法人」という。）定款第24条の規定により、法人の管理運営等の範囲及び内容について必要な事項を定めることを目的とする。

(理事長専決)

第2条 第24条第1項ただし書きに定める理事長が専決できる日常の軽易な業務は、次の業務とする。ただし、当該業務について、理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会及び評議員会において選任する他の理事が専決する。

- 1 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免
- 2 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること
- 3 債券の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるものその他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

- 4 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの。
- 5 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの  
ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入  
イ 施設整備の保持管理、物品の修理等  
ウ 緊急を要する物品の購入等

なお、理事長が専決できる契約の金額及び範囲は下記のとおりである。

工事又は製造の請負 250万円以下

食料品、物品等の買入れ 160万円以下

その他 100万円以下

- 6 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分  
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- 7 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄。

ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。

- 8 予算上の予備費の支出
- 9 利用者の日常の処遇に関すること。
- 10 利用者の預り金の日常の管理に関すること。
- 11 寄付金の受け入れに関する決定。  
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- 12 その他理事会及び評議員会で承認された事項に関すること。

附則 この細則は、平成29年4月1日から施行する。